

令和五年十二月一日受領
答弁第五四号

内閣衆質二一二第五四号

令和五年十二月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
松野博一

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員松原仁君提出外務省と米国國務省による中国危険情報の乖離に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出外務省と米国国務省による中国危険情報の乖離に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「不当な拘束」及び「不当な出国禁止措置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、米国国務省の見解を前提としたもの又は同国政府の見解について問うものであるため、政府としてお答えする立場にない。

いずれにせよ、中国を含む海外に渡航・滞在する邦人の保護は、政府の最も重要な責務の一つであり、政府としては、これまで、適時適切な情報発信、注意喚起等を行うことを通じ、海外に渡航・滞在する邦人の安全確保に努めているところである。例えば、御指摘の「外務省海外安全ホームページ」の「危険情報」において、「中国では、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法等に基づき取調べの対象となり、国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、裁判で有罪となれば懲役などの刑罰を科されるおそれがあります。」といった記載をすることなどを通じ、同国に渡航・滞在する邦人に対して注意喚起を行っているところである。